

仕 様 書	
外注洗濯役務 (シーツ)	仕様書番号
	作成年月日
	作成部隊等名
	作成者

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地にて使用する寝具類の外注洗濯について適応する。

(2) 用語の定義

外注洗濯とは、陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地で使用した物品を委託した業者が洗濯及び整形することをいう。

(3) 製品情報

麻、ビニロンファイバー (L240×W150)

(4) 依頼数量

細部官側で示す。

(5) 期 間

令和7年7月22日から令和8年3月31日

(6) 実施日

月2回を基準とするも、細部については官側と調整すること

2 一般共通事項

(1) 本役務は、本仕様書を遵守し、実施するものとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項で、疑問等が生じた場合は、官側と調整の上、決定する。

3 役務に関する要求

(1) 物品のクリーニング等を実施するものとし、洗浄後は菌等を除去するため、高温湿熱乾燥消毒を行う。

(2) 水洗いプレス仕上げ及び水洗いドライ仕上げを基準とし、細部製品ごとの方法については官側との調整による。

(3) 整形については図-1参照

4 引き渡し及び検査

(1) 引き渡し・受領場所への輸送については官側が実施する。対応範囲については奄美市内とする。

(2) 検査項目

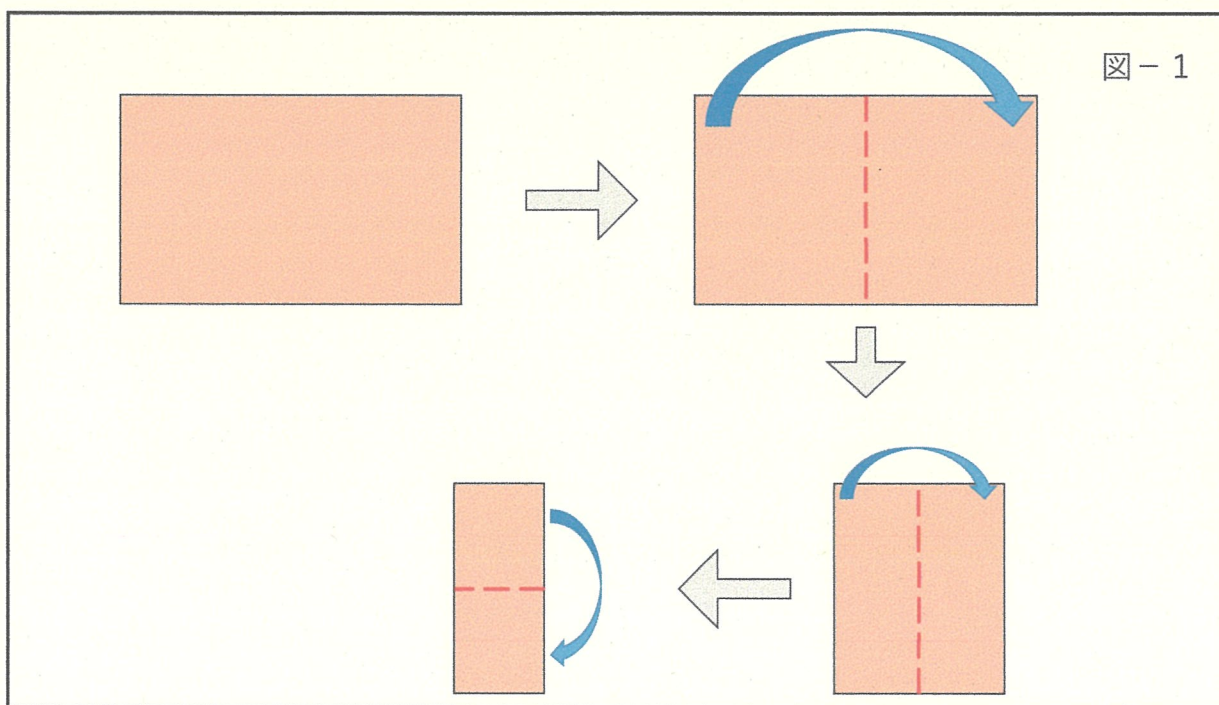
- ア 破れ・解れの状況
- イ 汚れの状況
- ウ 破損の状況
- エ 数量

5 提出書類

作業完了後に納品・受領（検査）検査調書を提出するものとする。

6 その他

全般を通じて不具合等が生じた場合は契約担当官と調整を行うものとする。



仕 様 書		
外注洗濯役務 (タオルケット)	仕様書番号	
	作成年月日	令和7年6月19日
	作成部隊等名	奄美駐屯地業務隊補給科補給班
	作成者	2等陸曹 山田 剛史

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地にて使用する寝具類の外注洗濯について適応する。

(2) 用語の定義

外注洗濯とは、陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地で使用した物品を委託した業者が洗濯及び整形することをいう。

(3) 製品情報

綿、アクリル (L200×W150)

(4) 依頼数量

細部官側で示す。

(5) 期 間

令和7年7月22日から令和8年3月31日

(6) 実施日

月2回を基準とするも、細部については官側と調整すること

2 一般共通事項

(1) 本役務は、本仕様書を遵守し、実施するものとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項で、疑問等が生じた場合は、官側と調整の上、決定する。

3 役務に関する要求

(1) 物品のクリーニング等を実施するものとし、洗浄後は菌等を除去するため、高温湿熱乾燥消毒を行う。

(2) 水洗いプレス仕上げ及び水洗いドライ仕上げを基準とし、細部製品ごとの方法については官側との調整による。

(3) 整形については図-1参照

4 引き渡し及び検査

(1) 引き渡し・受領場所への輸送については官側が実施する。対応範囲については奄美市内とする。

(2) 検査項目

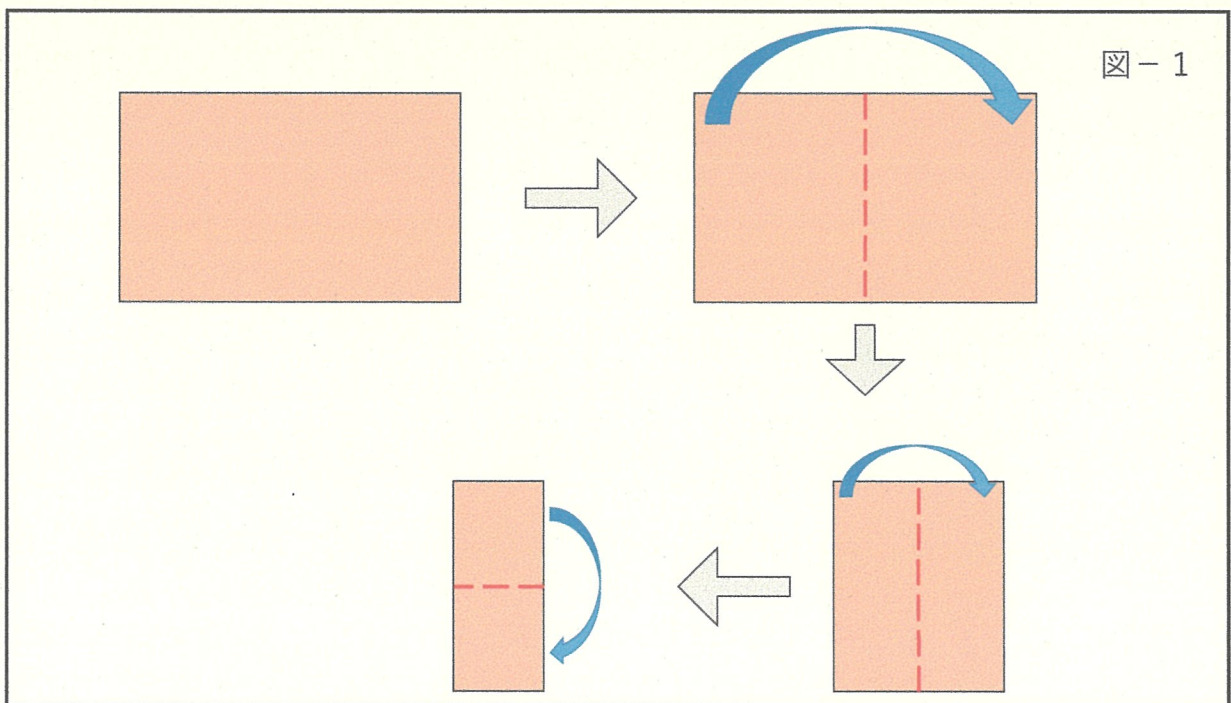
- ア 破れ・解れの状況
- イ 汚れの状況
- ウ 破損の状況
- エ 数量

5 提出書類

作業完了後に納品・受領（検査）検査調書を提出するものとする。

6 その他

全般を通じて不具合等が生じた場合は契約担当官と調整を行うものとする。



仕 様 書	
外注洗濯役務 (布団)	仕様書番号
	作成年月日
	作成部隊等名
	作成者
	令和7年6月19日
	奄美駐屯地業務隊補給科補給班
	2等陸曹 山田 剛史

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地にて使用する寝具類の外注洗濯について適応する。

(2) 用語の定義

外注洗濯とは、陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地で使用した物品を委託した業者が洗濯及び整形することをいう。

(3) 製品情報

耐久性ポリエステル、アクリルルルト (L210×W150)

(4) 依頼数量

細部官側で示す。

(5) 期 間

令和7年7月22日から令和8年3月31日

(6) 実施日

月2回を基準とするも、細部については官側と調整すること

2 一般共通事項

(1) 本役務は、本仕様書を遵守し、実施するものとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項で、疑問等が生じた場合は、官側と調整の上、決定する。

3 役務に関する要求

(1) 物品のクリーニング等を実施するものとし、洗浄後は菌等を除去するため、高温湿熱乾燥消毒を行う。

(2) 水洗いプレス仕上げ及び水洗いドライ仕上げを基準とし、細部製品ごとの方法については官側との調整による。

(3) 整形については図-1参照

4 引き渡し及び検査

(1) 引き渡し・受領場所への輸送については官側が実施する。対応範囲については奄美市内とする。

(2) 検査項目

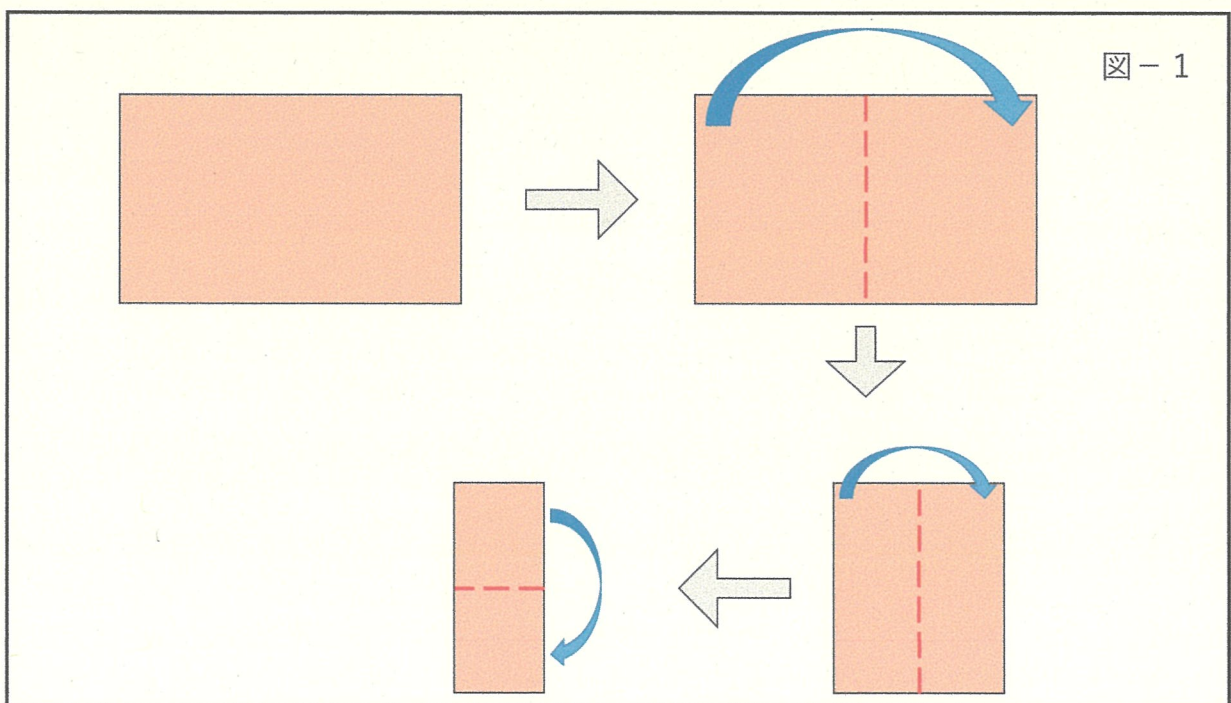
- ア 破れ・解れの状況
- イ 汚れの状況
- ウ 破損の状況
- エ 数量

5 提出書類

作業完了後に納品・受領（検査）検査調書を提出するものとする。

6 その他

全般を通じて不具合等が生じた場合は契約担当官と調整を行うものとする。



仕 様 書		
外注洗濯役務 (布団カバー)	仕様書番号	
	作成年月日	令和7年6月19日
	作成部隊等名	奄美駐屯地業務隊補給科補給班
	作成者	2等陸曹 山田 剛史

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地にて使用する寝具類の外注洗濯について適応する。

(2) 用語の定義

外注洗濯とは、陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地で使用した物品を委託した業者が洗濯及び整形することをいう。

(3) 製品情報

綿、ポリエステル (L200×W145) ボタン仕様

(4) 依頼数量

細部官側で示す。

(5) 期 間

令和7年7月22日から令和8年3月31日

(6) 実施日

月2回を基準とするも、細部については官側と調整すること

2 一般共通事項

(1) 本役務は、本仕様書を遵守し、実施するものとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項で、疑問等が生じた場合は、官側と調整の上、決定する。

3 役務に関する要求

(1) 物品のクリーニング等を実施するものとし、洗浄後は菌等を除去するため、高温湿熱乾燥消毒を行う。

(2) 水洗いプレス仕上げ及び水洗いドライ仕上げを基準とし、細部製品ごとの方法については官側との調整による。

(3) 整形については図-1参照

4 引き渡し及び検査

(1) 引き渡し・受領場所への輸送については官側が実施する。対応範囲については奄美市内とする

(2) 検査項目

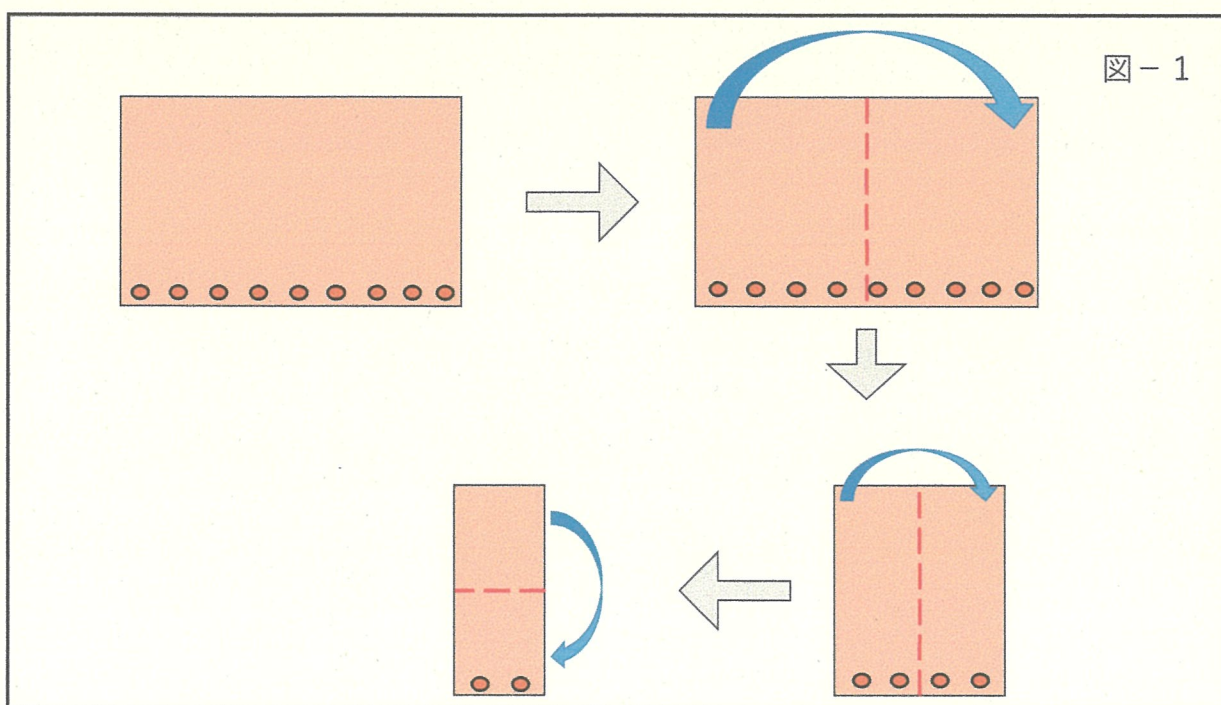
- ア 破れ・解れの状況
- イ 汚れの状況
- ウ 破損の状況
- エ 数量

5 提出書類

作業完了後に納品・受領（検査）検査調書を提出するものとする。

6 その他

全般を通じて不具合等が生じた場合は契約担当官と調整を行うものとする。



仕 様 書		
外注洗濯役務 (毛布)	仕様書番号	
	作成年月日	令和7年6月19日
	作成部隊等名	奄美駐屯地業務隊補給科補給班
	作成者	2等陸曹 山田 剛史

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地にて使用する寝具類の外注洗濯について適応する。

(2) 用語の定義

外注洗濯とは、陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地で使用した物品を委託した業者が洗濯及び整形することをいう。

(3) 製品情報

綿、アクリル (L200×W140)

(4) 依頼数量

細部官側で示す。

(5) 期 間

令和7年7月22日から令和8年3月31日

(6) 実施日

月2回を基準とするも、細部については官側と調整すること

2 一般共通事項

(1) 本役務は、本仕様書を遵守し、実施するものとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項で、疑問等が生じた場合は、官側と調整の上、決定する。

3 役務に関する要求

(1) 物品のクリーニング等を実施するものとし、洗浄後は菌等を除去するため、高温湿熱乾燥消毒を行う。

(2) 水洗いプレス仕上げ及び水洗いドライ仕上げを基準とし、細部製品ごとの方法については官側との調整による。

(3) 整形については図-1参照

4 引き渡し及び検査

(1) 引き渡し・受領場所への輸送については官側が実施する。対応範囲については奄美市内とする。

(2) 検査項目

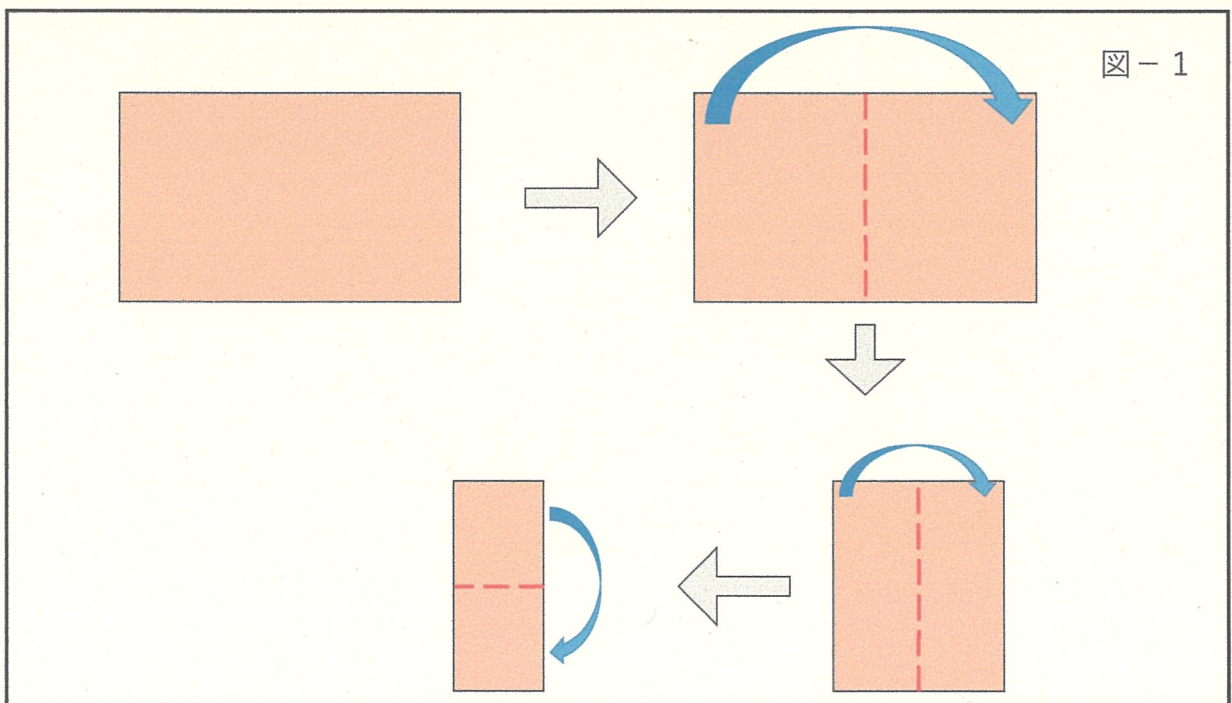
- ア 破れ・解れの状況
- イ 汚れの状況
- ウ 破損の状況
- エ 数量

5 提出書類

作業完了後に納品・受領（検査）検査調書を提出するものとする。

6 その他

全般を通じて不具合等が生じた場合は契約担当官と調整を行うものとする。



仕 様 書	
外注洗濯役務 (枕カバー)	仕様書番号
	作成年月日
	作成部隊等名
	作成者
	令和7年6月19日
	奄美駐屯地業務隊補給科補給班
	2等陸曹 山田 剛史

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地にて使用する寝具類の外注洗濯について適応する。

(2) 用語の定義

外注洗濯とは、陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地で使用した物品を委託した業者が洗濯及び整形することをいう。

(3) 製品情報

亜麻又はちょう麻、ビニロン (L75×W36) 袋状

(4) 依頼数量

細部官側で示す。

(5) 期 間

令和7年7月22日から令和8年3月31日

(6) 実施日

月2回を基準とするも、細部については官側と調整すること

2 一般共通事項

(1) 本役務は、本仕様書を遵守し、実施するものとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項で、疑問等が生じた場合は、官側と調整の上、決定する。

3 役務に関する要求

(1) 物品のクリーニング等を実施するものとし、洗浄後は菌等を除去するため、高温湿熱乾燥消毒を行う。

(2) 水洗いプレス仕上げ及び水洗いドライ仕上げを基準とし、細部製品ごとの方法については官側との調整による。

(3) 整形については図-1参照

4 引き渡し及び検査

(1) 引き渡し・受領場所への輸送については官側が実施する。対応範囲については奄美市内とする。

(2) 検査項目

- ア 破れ・解れの状況
- イ 汚れの状況
- ウ 破損の状況
- エ 数量

5 提出書類

作業完了後に納品・受領（検査）検査調書を提出するものとする。

6 その他

全般を通じて不具合等が生じた場合は契約担当官と調整を行うものとする。

